

# 令和3年度(2021年度) 石川県販路開拓強化支援事業費補助金

**本県中小企業の皆様の、積極的な販路開拓の取組を支援します！**

自社の製品・技術・商品・サービスの販路開拓を目的とした、展示会・見本市の出展等や、オンラインツールの制作等に係る費用の一部を補助します。

## 対象者

石川県内に主たる事務所、事業所、工場等を有する中小企業者（従業員数5名以下の中小企業者を含む）、個人事業主を対象とします。

## 募集期間

**令和3年4月28日（水）～6月15日（火） 17時必着**

### 全体のスケジュール（予定）

4月28日～6月15日	6月中旬～7月中旬	7月下旬
公募	審査・採択決定	交付決定通知の送付

## 提出書類

以下①～④の書類を、I S I C O販路開拓課まで1部ご提出ください

- ①石川県販路開拓強化支援事業費補助金 交付申請書（別紙様式第1号）
- ②直近の確定申告書等、現在営業していることが分かるもの
- ③経費の根拠資料（見積書、請求書、展示会案内等で明細が確認できるもの）
- ④取組の概要が分かる資料

（例：出展する展示会のパンフレット、外部へ委託する事業の場合は仕様書等  
（見積書に詳細項目が書かれていれば代替可能））

※②～④はコピーでもよいものとします。

★申請様式等のダウンロードはI S I C Oホームページをご確認ください

U R L : <https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41153248.html>

★提出は原則、郵送または宅配便となります

（F A Xやメール等での提出は認められません）

# 補助対象

項目	内容
事業期間	令和3年4月28日(水)以後に開始し、令和4年2月28日(月)までに完了する事業(事業経費の支払等も含めたすべてが完了するまでの期間)
補助対象事業	<p><b>(1) 販路開拓に係る事業</b> 国内外(県内を除く。)における展示会・見本市等への出展・開催 (例)・オンラインを含む展示会・見本市等への出展・開催 (グループでの出展・開催も可) ・展示即売会や物産展等への出店・開催 ・百貨店やセレクトショップ等でのポップアップストア出店 ※自社の製品・技術・商品・サービスの販路開拓を目的としていないものは対象外とします。 ※特定の顧客を来場対象とする展示会や商談会等は対象外とします。</p> <p><b>(2) オンラインでの販路開拓に必要なツール制作に係る事業</b> (例)PR動画制作、WEBカタログの制作、クラウドファンディングのプロジェクトページの制作、自社ECサイトの新規開設等</p>
補助対象経費	<p><b>(1) 販路開拓に係る事業</b> 小間料(出展料)、会場借上料、什器備品借上料、小間装飾費、輸送費、保険料、資料(パンフレット等)作成費、印刷費、光熱水費、通訳費、広告宣伝費、雑役務費、委託費(企画制作、設計)</p> <p><b>(2) オンラインでの販路開拓に必要なツール制作に係る事業</b> 外部事業者への委託費(企画構成・制作、動画制作、WEBカタログ制作、掲載文ライティング、写真撮影、翻訳)、広告宣伝費 ※パソコン等設備購入費、ビデオカメラや編集ソフト等の購入費、その他消耗品費は対象外とします。</p>
補助金限度額	<p><b>(1) 販路開拓に係る事業</b> <b>補助対象経費の3分の2以内で50万円</b>を限度とする。(下限:10万円)</p> <p><b>(2) オンラインでの販路開拓に必要なツール制作に係る事業</b> <b>補助対象経費の2分の1以内で25万円</b>を限度とする。(下限:5万円)</p>

## 注意事項

- ・他の販促に係る補助金と本補助金との重複申請は認められません。
- ・消費税及び地方消費税については、原則、補助対象外とします。
- ・補助対象経費が事業期間内に支払われていることが必要です。
- ・同一の事業者が(1)と(2)両方に申請することは可能です。
- ・補助金の限度額まで、複数の取組(2つ以上の展示会出展等)を申請することは可能です。
- ・クレジットカード(リボ払い含む)、電子マネー、QRコード払いでの支払いは対象外とします。

## 申し込み・問い合わせ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地

(公財)石川県産業創出支援機構 販路開拓推進部

TEL: 076-267-1140

FAX: 076-268-4911

販路開拓課

e-mail: hanro2@isico.or.jp

書類のご提出は  
こちら!